

地域における犬猫の相談支援体制の整備について

飼い主が健康上の理由で犬猫を飼えなくなり、次の飼い主も見つからない場合や、飼い主のいない猫を保護して新たな飼い主につなぐ場合など、保護譲渡の支援が必要な際、区がこれまで行っていた地域猫対策では対応しきれず、ボランティア団体等に大きな負担が生じていました。
 そのため、地域猫対策に加え、身近な地域で相談でき、保護譲渡も含めた支援を受けられる体制を、ボランティア団体等と連携して整備します。
 ※地域猫対策：地域住民の理解と協力のもと、飼い主のいない猫を不妊去勢手術で増えないようにし、地域で餌やりや清掃など適正管理しながら、猫と共生するための対策。

1 事業内容と取組

相談体制の整備

- ・ 随時相談への対応に加え、定期相談会も開催します
- ・ 犬猫の保護譲渡を含めた相談支援ができるボランティア団体等の登録制度を設け、相談体制を整備します。

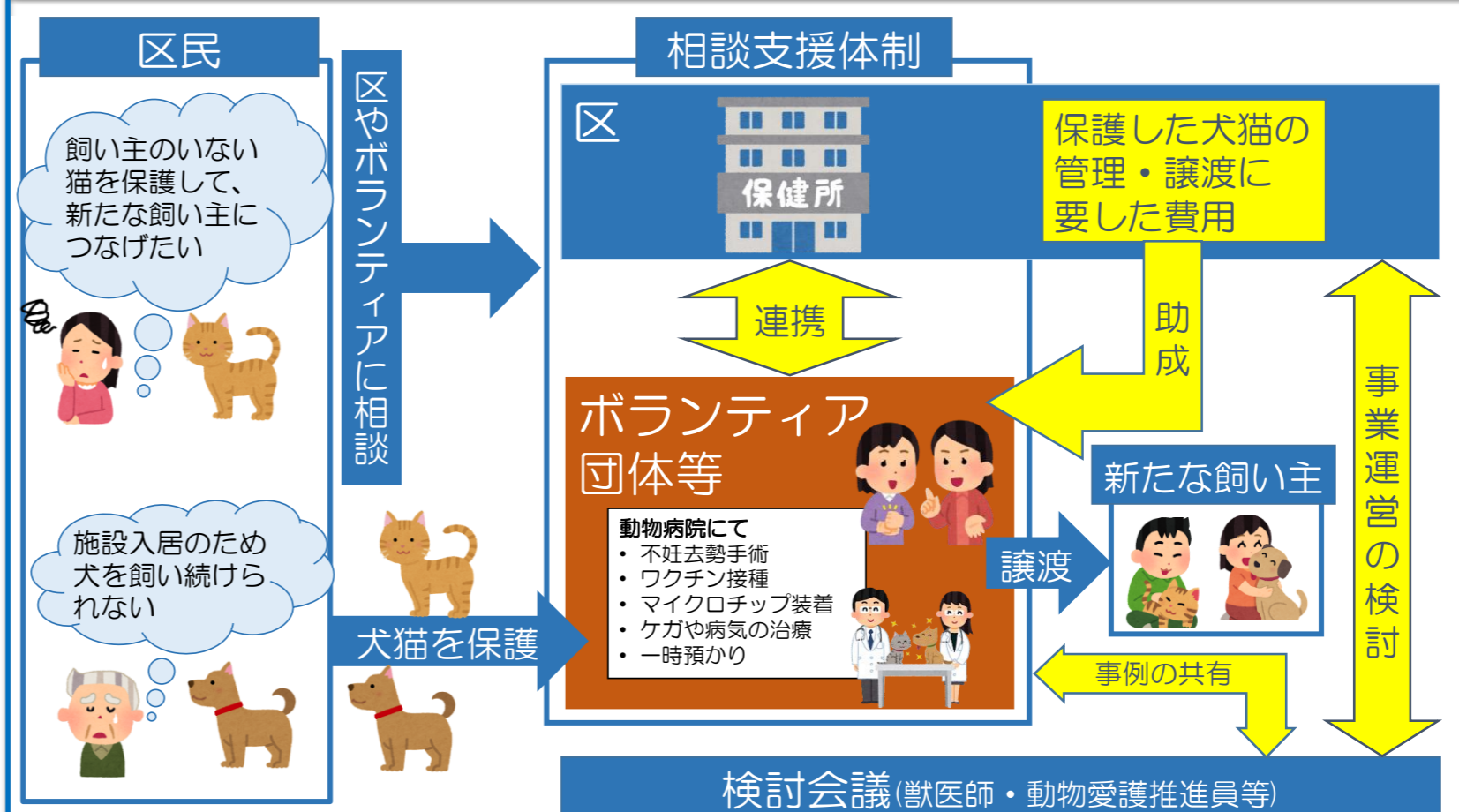
保護した犬猫の管理・譲渡の支援

- ・ 登録ボランティア団体に対し、保護した犬猫の一時預かり費用や獣医療費など、管理・譲渡に要した費用の一部を助成します。

検討会議の開催

- ・ 獣医師や東京都動物愛護推進員（※）等を構成員とした検討会議を開催します。
- ・ 相談事例の共有を通じ、問題が発生しないための予防策や、より効果的な相談支援体制のあり方を検討します。
- ・ ※都知事から委嘱を受け、地域の身近な相談員として相談対応や助言を行う動物愛護と適正飼養の普及啓発を行う方

2 事業のイメージ



3 保護した犬猫の管理・譲渡に要した費用の助成

区がボランティア団体等に助成する「保護した犬猫の管理・譲渡に要した費用」の主な内容は以下のとおりです

保護に係る経費

- ・ ウイルス検査、不妊去勢手術、ワクチン接種、マイクロチップ装着費用等
- ・ 上限70,000円/頭

一時預かり費用

- ・ 保護した犬猫を一時的に動物病院に預ける費用
- ・ 上限3,000円/日 (上限60日)

治療費

- ・ 保護した時点で判明したケガや病気の治療費
- ・ 上限150,000円/頭

4 予算額

4,580千円

5 実施時期

事業周知：令和5年10月
 事業開始：令和5年11月